



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和元年10月15日火曜日 第47号外 2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....（会計課）..... 1

規 則

○愛媛県規則第21号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（出納員）</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第11号までに掲げる職にある者をもつて充て、第12号から第19号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課子育て支援企画係担当係長</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>（会計管理者等の事務の一部委任）</p> <p>第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課子育て支援企画係担当係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、子育て支援課が受け入れる子ども子育て応援寄</u></p>	<p>（出納員）</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第10号までに掲げる職にある者をもつて充て、第11号から第18号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>（会計管理者等の事務の一部委任）</p> <p>第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p>

附金の収納及び保管に関すること。

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、次に掲げるもの（次号、第14号及び第16号に掲げる会計事務を除く。）とする。

ア・イ 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

2 省略

（会計管理者等の現金収納）

第22条 省略

2 省略

3 会計管理者等は、前2項に規定する方法以外で現金の納付を受けたときは、これを収納し、現金領収書（様式第10号の2）を納入義務者に交付しなければならない。ただし、別に定める入園券等を交付することによつて納入される収入金、収入受託者が収納する収入金、電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により現金の納付を証することができる収入金及び子ども子育て応援寄附金を募集するために開設された預金又は貯金の口座に振り込まれる収入金については、この限りでない。

4・5 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、次に掲げるもの（次号、第13号及び第15号に掲げる会計事務を除く。）とする。

ア・イ 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

2 省略

（会計管理者等の現金収納）

第22条 省略

2 省略

3 会計管理者等は、前2項に規定する方法以外で現金の納付を受けたときは、これを収納し、現金領収書（様式第10号の2）を納入義務者に交付しなければならない。ただし、別に定める入園券等を交付することによつて納入される収入金、収入受託者が収納する収入金及び電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により現金の納付を証することができる収入金

_____については、この限りでない。

4・5 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。